

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 ヘルスアライアンス
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号
- (3) 設立認可年月日 平成 22年 11月 5日
- (4) 設立登記年月日 平成 22年 11月 17日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	谷崎 俊哉	日赤通り谷崎MAクリニック管理者
理事	谷崎 清美	デイサービス正直家管理者
理事	谷崎 和子 谷崎 直美	
監事	岡野 訓	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	日赤通り 谷崎MAクリニック	4310128816	熊本市中央区帯山8丁目1-11	一般病床 無床 療養病床 無床 [医療保険 無床] [介護保険 無床]
介護老人保健施設				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
サービス付き高齢者向け住宅 「正直家」 通所介護・介護予防通所介護 「デイサービス正直家」 訪問介護・介護予防訪問介護 「ヘルパーステーション正直家」	熊本県熊本市中央区帯山7丁目1番35号	
谷崎 MA クリニック附属南阿蘇温泉 泉東洋医学研究所	熊本県阿蘇郡高森町大字色見字上中山川原445番地	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和6年11月26日 決算承認
 令和7年9月25日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス
 所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 7年 9月 30日現在)

1. 資 産 額 371,863 千円
 2. 負 債 額 157,028 千円
 3. 純 資 産 額 214,835 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	178,282
B 固 定 資 産	193,581
C 資 産 合 計 (A+B)	371,863
D 負 債 合 計	157,028
E 純 資 産 (C-D)	214,835

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス
 所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 7年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	178,282	I 流動負債	35,983
現金及び預金	140,000	買掛金	3,595
事業未収金	30,257	未払費用	5,264
たな卸資産	3,614	未払法人税等	121
前払費用		未払消費税等	594
その他の流動資産	4,411	預り金	704
II 固定資産	193,581	その他の流動負債	25,705
1 有形固定資産	178,381	II 固定負債	121,045
建物	126,151	長期借入金	121,045
構築物	4,819		
医療用器械備品	7,614		
車両及び船舶	1,162	負債合計	157,028
その他の有形固定資産	38,635	純資産の部	
2 無形固定資産	407	科目	金額
ソフトウェア	339	I 基金	58,385
その他の無形固定資産	68	II 利益剰余金	156,450
3 その他の資産	14,792	繰越利益積立金	156,450
長期貸付金	6,933		
出資金	10		
敷金	7,295		
リサイクル預託金	53		
長期前払費用	501	純資産合計	214,835
資産合計	371,863	負債・純資産合計	371,863

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 10月 1日 至 令和 7年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		154,663
2 事業費用		
(1) 事業費	0	
(2) 本部費	0	146,598
本来業務事業利益		8,065
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		86,340
2 事業費用		83,711
附帯業務事業利益		2,629
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		10,694
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	2,259	2,259
III 事業外費用		
支払利息	1,074	
その他の事業外費用	1,295	2,369
経常利益		10,584
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,932	
その他の特別利益	0	1,932
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		12,516
法人税・住民税及び事業税	2,154	
法人税等調整額	0	2,154
当期純利益		10,362

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス

所在地 熊本市中央区遊山8丁目1番11号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	谷崎 俊哉	医師	当法人理事長、 不動産の貸借	金銭の貸付		長期貸付金	4,649

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 ヘルスアライアンス
理事長 谷崎 俊哉 殿

私(注1)は、医療法人社団 ヘルスアライアンス 理事長 谷崎 俊哉 殿の令和6会計年度(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 11月 28日

医療法人社団 ヘルスアライアンス
監事 岡野 訓

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。